

令和4年度事業計画書

本協会は、協会の目的である地方自治の振興と市町村の健全な発展を図るため市町村振興宝くじ収益金等を活用し、市町村に対する低利な貸付事業をはじめとする定款第4条に規定する公益目的事業を次のとおり実施する。

1 貸付事業【予算額 5,000,000千円】（定款第4条第1項第1号）

(1) 長期貸付事業

ア 貸付対象事業

- ① 災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業
- ② 魅力ある街づくりや地域づくり等で緊急に整備を要する公共施設整備事業

イ 貸付利率

貸付日直近の財政融資資金の貸付利率に0.7を乗じた率とする。ただし、その率が0.01%を下回るときは、0.01%とする。

なお、小数点の取り扱いは、財政融資資金の貸付利率が小数点第1位までのときは、小数点第2位を四捨五入し、財政融資資金の貸付利率が小数点第2位までのときは、小数点第3位を四捨五入する。

ウ 貸付最低保障枠

市町村への貸付総額は、50億円とする。ただし、サマージャンボ宝くじに係る県交付金が予算を上回るなど、宝くじ交付金基金の残高の状況により増額する。

なお、1市町村当たりの貸付最低保障枠を市にあっては2億円、町村にあっては1億円とする。

エ 貸付日

令和4年度の地方債に係る貸付けは、令和5年3月24日（金）及び令和5年5月24日（水）とする。ただし、令和3年度の貸付対象事業のうち令和4年度に繰り越すこととなった事業については、令和4年度中の毎月24日（ただし、該当日が金融機関休業日にあたるときは翌営業日）に貸付けることができるものとする。

オ 貸付の条件等

- ① 償還期間は、次の5区分とする。

区分	5	10	15	20	25
償還期間	5年以内	10年以内	15年以内	20年以内	25年以内

*いずれも据置期間含む。

② 据置期間及び償還方法は、次の内容から選択するものとする。

項目	内容
据置期間	0年・1年・2年・3年から選択
償還方法	半年賦元金均等償還・半年賦元利均等償還から選択

(2) 短期貸付事業

ア 貸付対象事業

- ① 暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象に伴う災害又は大規模な火災等に伴う災害に関連する事業
- ② 市町村（政令指定都市を含む。）が暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象に伴う災害又は大規模な火災等に伴う災害で被災した際に緊急を要する事業
- ③ 他の市町村（県内外）に対して行う災害支援事業等

イ 貸付条件及び貸付額

- ① 貸付期間は、貸付同一年度内
- ② 償還方法は、元利とも一括償還
- ③ 貸付利率及び貸付額は、その都度決定する。

2 交付事業【予算額 485,152千円】（定款第4条第1項第2号）

新市町村振興宝くじ(通称：ハロウィンジャンボ宝くじ)等の収益金に係る神奈川県からの交付金を市町村へ配分する。

3 助成事業【予算額 123,885千円】（定款第4条第1項第3号）

(1) 市町村共同事業助成事業【予算額 95,588千円】

複数の市町村が共同して広域的政策課題の解決を図るために新たにソフト事業を計画し実施する際に助成するものであるが、令和4年度にあつては新型コロナウイルス感染症の環境下にあることを考慮して次のとおり取り扱うこととする。

1市町村当たりの助成限度額	400万円
助成申請期限	令和3年11月18日から令和4年1月31日まで
助成対象事業	「新たなソフト事業」に限らず、広域的政策課題を解決するために複数の市町村が共同して実施する事業
助成期間	「新規」又は「継続」の区別なく、年度ごとに助成

(2) **宝くじ広報掲載料交付事業【予算額 7,456千円】**

市町村が発行する広報紙に、一定の期間内に、サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの販売促進のための広報を掲載した場合に、1掲載につき8万円として1市町村当たり24万円を限度に助成する。

(3) **消防広域応援助成事業【予算額 3,000千円】**

神奈川県内で発生した災害等に際して、市町村の区域を越えて行われた救助活動等について助成する。

(4) **市町村関係団体への助成事業【予算額 17,841千円】**

ア 市町村関係団体共同推進活動費交付金【予算額 10,191千円】

神奈川県市長会及び神奈川県町村会が実施する神奈川県内の市町村の振興のための情報発信等の事業に対して助成する。

イ 市町村関係団体交付金【予算額 7,650千円】

市町村関係団体が市町村の振興と発展に資するために実施する研修及び調査研究事業について助成する。

4 市町村職員研修事業【予算額 42,004千円】（定款第4条第1項第4号）

市町村職員等の資質の向上と能力の開発を図るために必要な研修を次のとおり実施する。

(1) **研修講座【予算額 27,282千円】**

新型コロナウイルス感染症が収束に至らない状況を想定して、引き続き「地域分散・小規模参集型」の実施方法により基本研修や専門実務研修など合計18講座を実施する。

(2) **研修助成事業【予算額 5,860千円】**

ア 地域別研修の実施経費の助成【予算額 0千円】

研修講座を「地域分散・小規模参集型」により実施することから、地域別研修助成制度は休止する。

イ 市町村中央研修所等の受講経費の助成【予算額 5,860千円】

市町村の職員が市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、国土交通省国土交通大学校及び全国建設研修センターの新型コロナウイルス感染対策に留意した研修を受講する場合、受講経費の10分の8を助成する。ただし、一市町村等の助成限度額は、60万円とする。

(3) 研修施設の管理【予算額 8,862千円】

研修事業の中心施設を適切に維持管理する。

5 情報提供事業【予算額 439千円】（定款第4条第1項第5号）

ホームページを活用して振興協会が実施する事業等の市町村に対して有益な情報をタイムリーに提供する。

6 神奈川自治会館管理運営事業【予算額 67,420千円】

（定款第4条第1項第6号）

神奈川県内の市町村の共同利用施設である神奈川自治会館を管理し、市町村関係団体には事務の執行の場としての事務室の賃貸を、市町村等に対しては、新型コロナウイルス感染症の感染予防措置を図り会議室等の一時貸出等を行う。

7 令和2年度決算剰余金の解消

令和2年度決算に係る収支相償上の剰余金（107,902,755円）については、老朽化が進んでいる神奈川自治会館の空調関連機器（エアハンドユニット等）の更新費用に充当し解消を図る。

令和4年度研修事業体系

